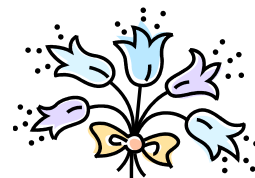


鹿本医師会福祉看護センター

～医療保険利用者負担金のご案内～

令和5年4月1日現在



1 利用者の負担金

※訪問看護利用料は、一部負担金の割合により変わります。

訪問看護利用料	医療保険	1回目	2回目以降
	1割負担	¥1,299	¥855
	2割負担	¥2,598	¥1,710
	3割負担 (一定以上の所得の方)	¥3,897	¥2,565

◇ 医療器具を利用して特別な管理・指導が必要な方は1ヶ月につき医療保険割合に準じて料金が必要となります。

(特別管理難 : 1割 500円・2割 1,000円・3割 1,500円)

(特別管理 : 1割 250円・2割 500円・3割 750円)

◇ 在宅で療養されています患者様や介護者の皆様に、少しでも安心して過ごしていただくために、24時間いつでも連絡がとれるようにしております。利用される方は1ヶ月につき医療保険割合に準じて料金が必要となります。

(1割 640円・2割 1,280円・3割 1,920円)

◇ 情報提供料(市町村に提出する書類の文書量を含む)として、1ヶ月につき医療保険割合に準じて料金が必要となります。

(1割 150円・2割 300円・3割 450円)

◇ 利用料の端数処理は 10円未満を四捨五入することとなっています。

2 その他の料金

※時間外、土日、祝祭日及び一定時間を超えるサービスは別途料金負担となります。

時間外	17:00～18:00、8:00～9:00における訪問看護	1回あたり	1,000円
夜間・早朝	18:00～22:00、6:00～8:00における訪問看護	1回あたり	1,300円
深夜	22:00～6:00における訪問看護	1回あたり	1,500円

その他の料金	訪問看護延長料金	2時間を越えた場合、30分毎に1,000円加算
	訪問回数	実費相当額、週4回の訪問の場合は、別途料金を徴収
	交通費	通常の実施地域(山鹿市・北区植木町・和水町)を超えた訪問の場合は、1kmにつき50円
	オムツ等	日常生活に必要な物品は本人負担
	死後の処置料金	5,000円